

学校法人八洲学園役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人八洲学園（以下「学園」という。）の役員の報酬、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長をいう。
- (3) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤理事及び監事に対しては、費用を支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事に対する報酬及び退任慰労金は、理事会で決定する。

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給することができる。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、理事会において決定する。

(費用)

第9条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、旅費規程を準用する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和元年4月1日から施行する。